平成 19 年 1 月 10 日

各　　位

会 社 名　株 式 会 社 オ ー ベ ン
代表者名 代表取締役社長 江口 隆
(コード番 号 4797 東 証 マザーズ)
問合せ先 管理本部長 山本 敏晴
(電　話　０３－３４０６－４７９７)
http://www.orben.co.jp/

株式会社コスメタリージャパンの関係者への損害賠償訴訟提起に関するお知らせ

平成 18 年 5 月 22 日付「株式会社コスメタリージャパンへの対応について」にて既報のとおり、当社の取引先であった株式会社コスメタリージャパンについては、平成 18 年 7 月 21 日、さいたま地方裁判所越谷支部において破産宣告がなされ、現在破産手続中（事件番号：同庁平成18年（フ）第423号）であります。本日、当社は同社の破産に伴う損失を填補するため、同社の社長及び関係者を被告として、東京地方裁判所に対し損害賠償等を請求する訴訟を提起いたしました。

記

1. 当該訴訟の提起を行った裁判所及び日時
   東京地方裁判所　民事部　平成 19 年 1 月 10 日
2. 当該訴訟を提起した者
   商号：株式会社オーベン
   所在地：東京都渋谷区渋谷二丁目 12 番 19 号
   代表者：代表取締役社長　江口　隆
3. 当該訴訟を提起された者
   （1）氏名：鴻江健治
   住所：埼玉県三郷市早稲田3-24-1-405
   （2）氏名：曽我賢治
   住所：東京都渋谷区幡ヶ谷1丁目29番7号
4. 当該訴訟の内容
   （1）被告鴻江健治に対し、同人の行為により、当社が株式会社コスメタリージャパンに対して支払った代金相当額合計金 2 億 8,543 万 4,004 円の損害の賠償。
   （2）被告曽我賢治に対し、同人が株式会社コスメタリージャパンの当社に対する債務のうち金 5,000 万円についての連帯保証債務の履行。
   以上の金員の支払いを求める訴訟を東京地方裁判所民事部に提起いたしました。
5. 今後の見通し
   当該訴訟の判決に伴う相手方の債務履行次第で、当社業績に影響を及ぼす可能性がありますが、現時点ではその影響は未定であります。

以 上